

新潟県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

新潟労働局一般公示第3号

新潟地方最低賃金審議会は、新潟県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、新潟県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和8年7月23日までに、新潟地方最低賃金審議会（新潟市中央区美咲町1丁目2番1号新潟労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和8年7月2日

新潟労働局長 黒部 恭志